

令和 5 年 1 月 11 日

保 護 者 様

加東市立米田小学校長

インフルエンザ（疑いを含む）り患後の登校について（お知らせ）

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素から本校教育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在コロナと並行してインフルエンザの流行も懸念されています。これまで加東市立小中学校では、児童生徒がインフルエンザにり患し、治癒後の登校にあたっては、医師の記載による「登校許可書」を提出いただいておりますが、令和 2 年より、保護者等の負担軽減を図るため、「登校許可書」に替え、別紙の「インフルエンザ（疑いを含む）治癒及び登校日報告書」を提出いただくことに変更となりました。

つきましては、インフルエンザり患の際には、下記の事項にご留意いただき、保護者の方がご記入の上、学校へ提出をお願いいたします。

一方、インフルエンザ以外の感染症（例：感染性胃腸炎・手足口病・水痘・風疹・麻疹・流行性耳下腺炎・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎等）り患の際は、従来の「登校許可書」をご提出ください。※コロナの場合、現在は登校許可書は提出していただくかまいません（今後変更になる可能性があります）。

なお、「インフルエンザ治癒及び登校日報告書」と「登校許可書」は学校へ取りに来ていただくか、学校ホームページにもアップしていますのでプリントアウトの上ご利用ください。

記

- 1 インフルエンザの感染が疑われる場合は、受診をお願いします。
- 2 インフルエンザと診断された場合は、医師に発症日をご確認ください。また、治癒後の登校にあたっての医師の診察の必要性については、主治医の指示に従ってください。
- 3 インフルエンザに感染（疑いを含む）した場合は、法令の規定により出席停止となり、欠席扱いとはなりません。

※出席停止の期間の基準

発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで

- ・解熱後 2 日を経過しても、発症してから 5 日を経過していない場合は、登校できません。
 - ・発症後 5 日を経過しても、解熱してから 2 日を経過していない場合は、登校できません。
- ※発症後 4 日目以降も解熱していない場合は、学校へ連絡をお願いします。

※登校可能日の計算方法は、2 ページ目の表を参考にしてください。

【参考】「インフルエンザの登校可能日の計算方法」 ※水曜日に発症した場合

出席停止期間・・・発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで

(例 1) 発症後 2 日目に解熱

曜 日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
(例 1)	発熱等 発症		発症後 2 日目 に解熱	元気でもまだ登校できません。			登校 可能日	
	出席停止							
数え方	発症 0 日目	発症 1 日目	発症 2 日目	発症 3 日目	発症 4 日目	発症 5 日目	発症 6 日目	発症 7 日目
			解熱日 0 日目	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目		

(例 2) 発症後 4 日目に解熱

曜 日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
(例 2)	発熱等 発症				発症後 4 日目 に解熱	元気でもまだ登校できません。		登校 可能日
	出席停止							
数え方	発症 0 日目	発症 1 日目	発症 2 日目	発症 3 日目	発症 4 日目	発症 5 日目	発症 6 日目	発症 7 日目
					解熱日 0 日目	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目

最短でも、発症より 6 日目からの登校になります。

※最短の場合、発症後 3 日目に解熱していれば、6 日目から登校できます。